

8 スカウト活動再開についての新潟連盟方針

赤字が改定箇所

日本ボーイスカウト新潟連盟

1. 基本事項

- (1) Stay Safe（安全で行きましょう）、治療法確立と国内終息まで警戒レベルに応じた活動を行うこと。
- (2) ガイドラインに基づきリスク責任についても団会議で確認したうえで団委員長・隊長が判断し決定すること。また、不明な場合は、地区コミッショナーの助言を求めること。
- (3) 新しい生活様式の社会規範を率先して守り、濃厚接触は厳に避けること。
- (4) これまでのような活動を伴う集会の実施については、各団に対しコミッショナーによる実地指導を行ったのちに、県連盟の同意を得て実施するものであること。

2. 県連盟方針

- (1) 新潟県の警戒レベルに応じた行動を徹底する。
新潟県の独自警戒レベル区分で「平時レベル」にのみ活動できるものとするが、一律に自粛を強制するものではなく、感染状況、社会、経済、地域、学校等の活動に考え合わせ、少しでも安全で安心なスカウト活動に取り組めるようにする。
 - ① 「動的活動を伴わない会議や集会(その場で行う密接しない技能訓練は可とする)」は、緊急事態宣言解除後において活動を可能とする。
 - ② 「動的活動を伴う集会」はリスク監視員を確保して、リスク監視についての実地指導を経てかつ、県連盟の同意を経て活動することとするが、濃厚接触(1メートル以内で必要な感染予防策なしで、15分以上の接触)の恐れがある活動は、治療法確立と国内終息までは実施しないこと。
 - ③ 活動する場合は、これまでの取組や経過等を踏まえ、地区の実情を総合的に勘案し、感染防止対策、安全対策、プログラム等に一層の工夫と適切な管理を行い、計画書の作成、リスク監視員を配置し、地区コミッショナーと協議・合意した上で活動を実施する。

(2) 新しい生活様式の社会規範を順守するためのスカウト指導を行う。

ガイドライン

- ① 3密(密閉、密接、密集)ゼロを目標にプログラムを展開する。
- ② 参加者(スカウト、指導者等)についての前2週間の「健康状態や行動歴等」を質問票等で必ず把握し、リスクを水際で管理できるようにすること。
- ③ 感染防止マナーを徹底する。(手洗い、マスク着用、清拭消毒、飛沫防止パネル、フェイスシールド、手袋などの利用)
- ④ 大声を出さない、大声で歌わない。休憩時や飲食時は特にソーシャルディスタンスを確保しマイクロ飛沫拡散に注意する。

※特に飲食中は、マスクを外し注意力が散漫になり飛沫感染へのリスクが高まることからソーシャルディスタンスの確保と飲食中の会話厳禁をスカウトに対して管理・指導の徹底をすること。

- ⑤ 宿泊及び炊事を伴うプログラムは、無防備状態が生じる可能性があることから、有効な感染防止対策を講じない限り実施しない。

具体的には、ビーバースカウト及び、カブスカウトについては、感染防止対策や注意事項等における理解力や行動が十分でないことから、舎営・野営を問わず宿泊を伴う活動は行わない。カブスカウトについては、炊事を伴うもの、ボーイスカウト以上については、炊事及び宿泊について、次のような対策等を行い、団委員長及び地区コミッショナーの合意を得て実施できる。

- 「炊事」は、調理、食事、後片付けの3つのプロセスにおいて、3密を避け、消毒、マスク着用(食事時除く)、飛沫防止パネル、背中合わせの配置等を実施し、個々での調理、食事、後片付けができること。

例 - 個別のレトルト食品等の活用、弁当等の購入、配食サービス等の利用、管理された店舗での食事など。

- 「宿泊」は、活動や生活するうえでの就寝や荷物の整理などに個々のスペースが確保できること、炊事と同様に3密を避け、消毒、マスク着用(就寝時除く)等を実施する。

例 - 野営 個別のテントを利用し宿泊・生活の場を確保する、ウォール(側幕)のないマーキー(集会用テント・フライテント)等で簡易ベット等を使用し、ビニールシート等で飛沫防止など物理的な壁を作り、個別の就寝・生活ができる十分なスペース及び距離を作ること。

例 - 舎営 個別に宿泊できるホテル等を使用するなど。

(3) リスク監視員制度の運用

安心・安全な活動を継続して行うため、リスク監視員養成セミナーを開催し、感染リスクの低減と活動情報の共有を図る。セミナーの実施及びその後の運用については、県・地区コミッショナーグループ(以下「コミッショナー」)を中心に行う。

- ① 対 象 ・各団の加盟登録指導者及び団関係者、保護者
- ② 内 容 ・新潟連盟指針・ガイドラインの周知徹底
 - ・リスク管理スキルの実習
 - ・参集配置方法の研究（エル字、逆ハの文字、教室形式）
 - ・リスク監視員の責務(検温と健康管理、チェック表記録、常時監視による注意警告)
- ③ 運 用 ・コミッショナーは、セミナーを実施するとともに、セミナー及びその後の活動内容等について、報告や実地確認等により、随時検証を行う。
 - ・各団はコミッショナーに活動計画書等を提出し、協議・合意の上活動する。
 - ・活動実施に際しては、セミナー受講者がリスク監視員として、必ず立ち会う。
- ④ その他 ・セミナーの実施手法や運用の詳細については、別に定める。

※新潟連盟方針は、社会情勢等を踏まえ、常に検討・見直しを行うこととするが、本方針は11月末まで継続するものとする。

・令和2年 6月 3日 初版発布

・令和2年 9月12日 第1回目改定